

# 〇〇〇自治会規約(案)

## (目的)

第1条 本会は、会員相互の連帯と親睦を深め、生活環境の充実および社会福祉の増進に寄与し、住みよいまちづくりを目的とする。

## (名称)

第2条 本会は「〇〇〇自治会」と称する。

## (区域及び会員)

第3条 本会の区域は〇〇町〇丁目〇番〇号から〇番〇号までの区域とする。

2 本会の会員は本会の区域内に居住する住民で構成する。

## (事務所の所在地)

第4条 本会の事務所は〇丁目〇号〇番に置く。(事務所は会長宅に置くとしても出来る)

## (事業)

第5条 本会は、第1条に掲げる目的達成のため、次の事業を行う。

- (1) 防犯、防火に必要な事業
- (2) 文化、体育の発展および向上に必要な事業
- (3) 福祉、厚生に必要な事業
- (4) 交通安全に必要な事業
- (5) その他目的達成に必要な事業

## (役員)

第6条 本会に次の役員を置く。

- (1) 会長 1名
- (2) 副会長 〇名
- (3) 会計 〇名
- (4) 監事 〇名
- (5) 班長 〇名
- (6) 専門部長 〇名 (班長〇名)

## (役員を選出)

第7条 各役員は、総会で互選により選出する。

### (役職の職務)

第8条 会長は本会を代表し、会議を招集し、その会務を総括する。

- (1) 副会長は会長を補佐し、会長に事故があったときはその職務を代行する。
- (2) 会計は、本会の会計事務を行う。
- (3) 監事は、会計および事務を監査する。
- (4) 班長は、各地区における会議の総務を行う。
- (5) 専門部長は各専門部を代表し、専門の業務を行う。

### (役員任期)

第9条 役員任期は〇年とする。ただし、再任を妨げない。

2 補欠役員任期は前任者の残任期間とする。

### (会議)

第10条 本会の会議は総会ならびに役員会とする。

2 総会は原則として年〇回とし、新年度(5月まで)に会長が招集する。なお、必要に応じて臨時総会を開催することができる。

3 役員会は第5条の役員をもって構成し、必要に応じて会長が招集する。

### (総会の議決事項)

第11条 総会は次の事項を議決する。また、過半数以上の同意を得て可決することとする。

- (1) 予算、決算に関すること
- (2) 事業に関すること
- (3) 規約に関すること
- (4) 会費に関すること
- (5) 役員選出に関すること
- (6) その他必要と認められたこと

### (役員会)

第12条 役員会は次の事項を議決する。

- (1) 総会に関すること
- (2) 重要な会務の執行に関すること
- (3) その他必要と認められたこと

**(会計)**

第 13 条 本会の会計年度は、毎年 4 月 1 日に始まり、翌年 3 月 31 日に終わる。

2 本会の経費は、会費およびその他の収入をもって充てる。

**(資産)**

第 14 条 本会が保有する資産は会長が管理し、その方法は役員会の議決によりこれを定める。

2 資産の取得・処分及び運用の基本的事項は総会決議によりこれを定める。

**(会費)**

第 15 条 本会の会費は、1 世帯年額〇〇〇〇円とし、年度当初に納付する。

**(慶弔、傷病見舞い)**

第 16 条 慶弔と傷病見舞いについては、必要に応じて正副会長が協議し支出することができる。ただし、その結果を次回の役員会で報告しなければならない。

**附則**

この規約は平成〇〇年〇〇月〇〇日より施行する。